

いじめ防止基本方針

◇ も く じ ◇

I いじめ問題に関する基本的な考え方・・・1	IV 早期対応・・・・・・・・・・・・・・7
1 いじめとは	1 いじめ対応の基本的な流れ
2 いじめの基本認識	2 いじめ発見時の緊急対応
II 未然防止・・・・・・・・・・・・・・2	3 いじめが起きた場合の対応
1 子ども達や学級の様子を知るために	V ネット上のいじめ対応・・・・・・・・10
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために	1 ネット上のいじめとは
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために	2 未然防止のために
4 保護者や地域の方への働きかけ	3 早期発見・早期対応
III 早期発見・・・・・・・・・・・・・・4	VI いじめが起こった場合の組織的対応の流れ・14
1 教職員のいじめに気づく力をたためるために	1 校長のリーダーシップによる迅速な初期対応
2 いじめの様態	2 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合
3 早期発見のための手だて	
4 相談しやすい環境づくりをすすめるためには	

大紀町立錦小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもたちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題・動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される・為ではない。
- ③ いじめは・人には気づきにくいところで・われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという・・は間違っている。
- ⑤ いじめはその・為の態様により暴・、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り・に・きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 子ども達や学級の様子を知るために

①教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

②実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

①自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人

の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは、大きく変化するものである。

②心の通い合う教職員の協力協同体制

温かい学級経営や教育活動を学級や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじり行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導・指針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

①子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子ども達の言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

②子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分	類》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる・・・	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・	暴行
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・	暴行、傷害
オ	金品をたかられる・・・	恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・	窃盗、器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・	名誉毀損、侮辱

3 早期発見のための手だて

①日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある

②観察の視点

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

③日記の活用

必要に応じて気になる子どもたちには日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、子どもたちを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

⑤いじめ実態調査アンケート

実態に応じて随時実施することにする。学期途中に1回程度（学級活動の時間などを利用して）のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手だての一つであるという認識も必要である。

4 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応

について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や・談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②回りの子どもたちからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

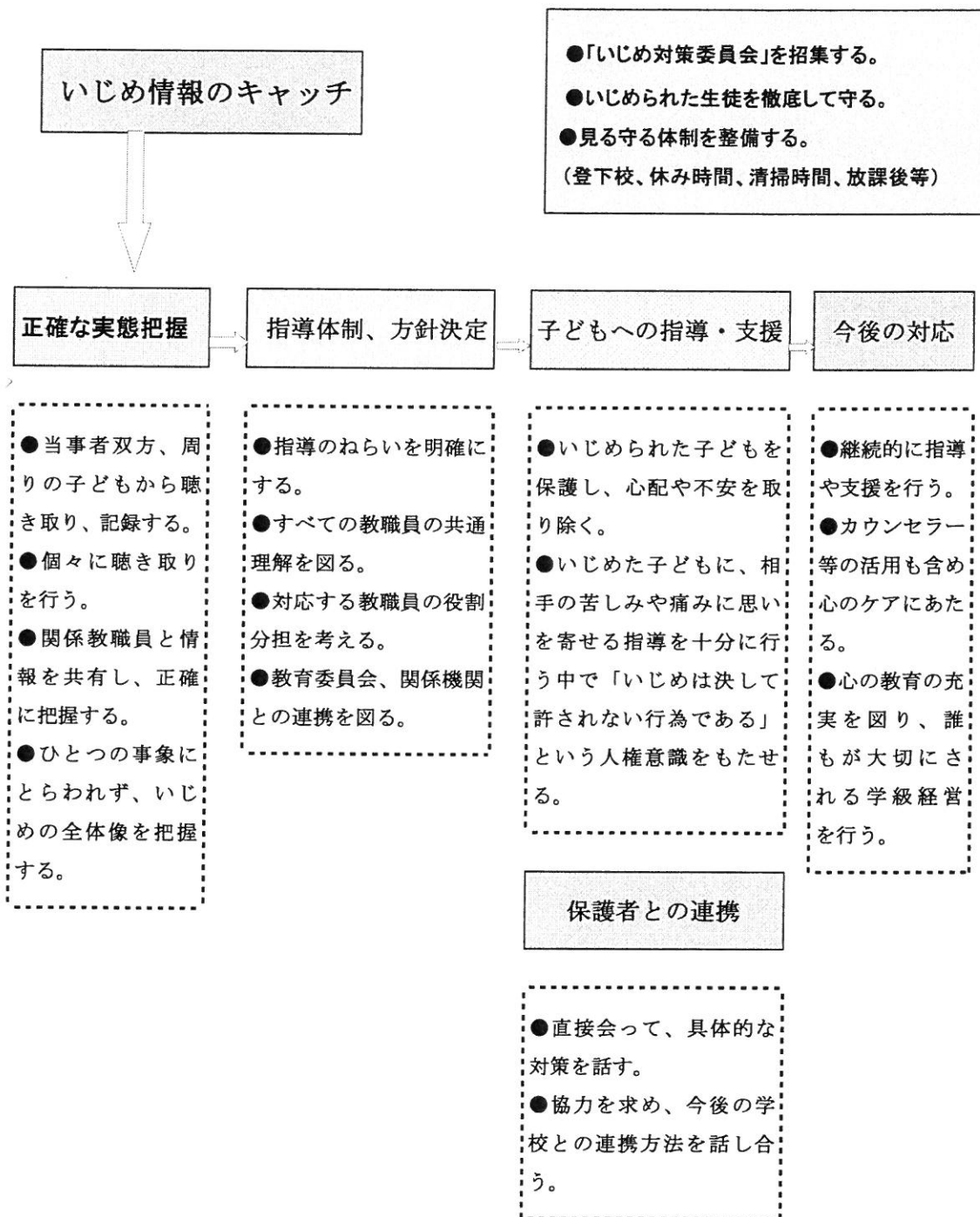
●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが切である。

IV 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行うわなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒 指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられてた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

●いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。

●状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

●いじめの事実確認においては、いじめの行為を行った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

●短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた子どもに対して

子どもに対して

●事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

●「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

●必ず解決できる希望が持てることを伝える。

●自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を・めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 回りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学年・学校全体に示す。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある恋行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、

自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめ対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

ネット上のいじめ

■メールでのいじめ

■ブログでのいじめ

■チェーンメールでのいじめ

■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

特殊性による危険

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■ SNSから生じたいじめ

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■ 動画共有サイトでのいじめ

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

《子どもたちの心理》

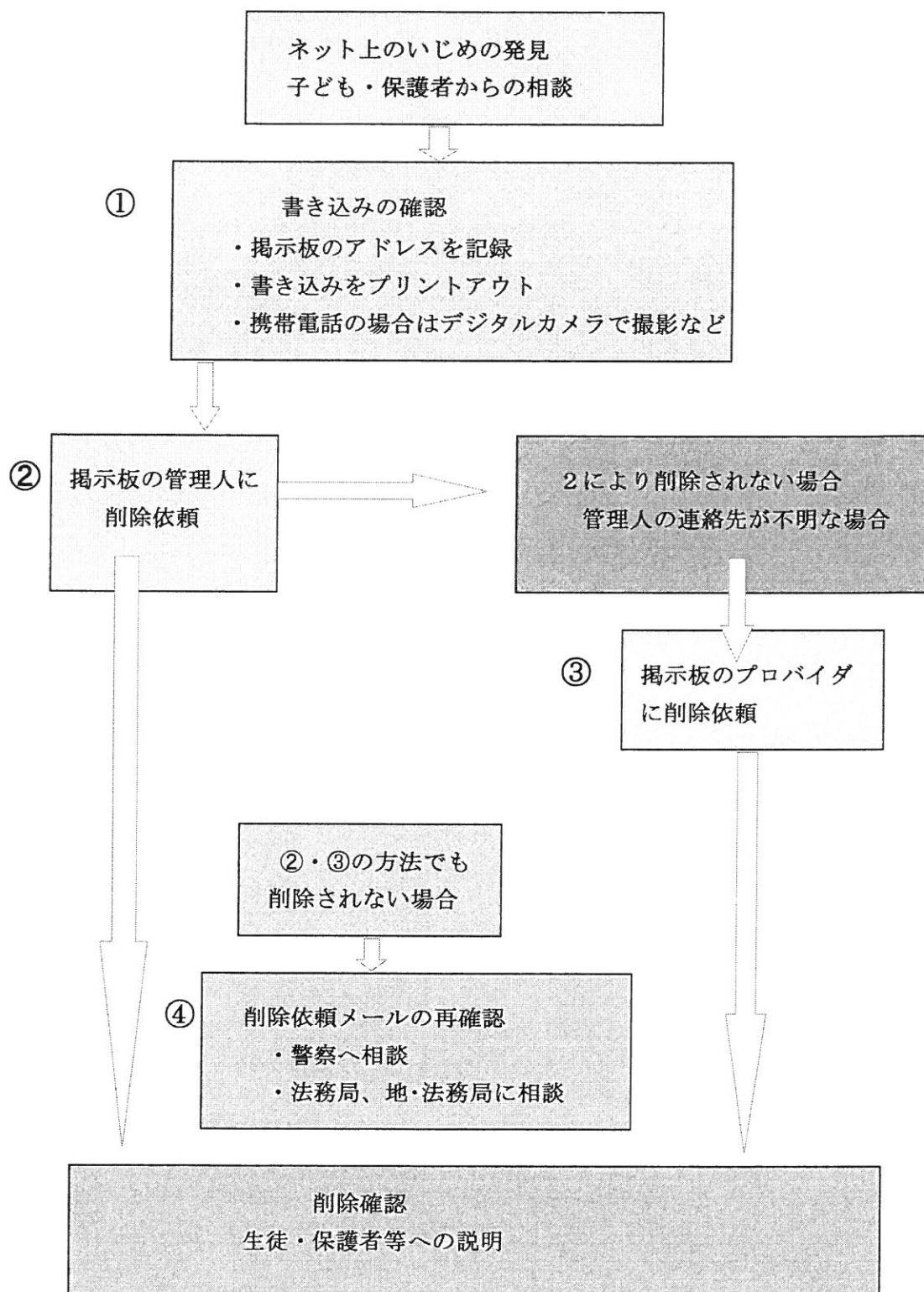
匿名で書き込みができる
なら… 自分だと分からな
ければ… 誰にも気づかれ
ず、見られていないから
… あの子がやっているな
ら… 動画共有サイトで目
立つたい…

3 早期発見・早期対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

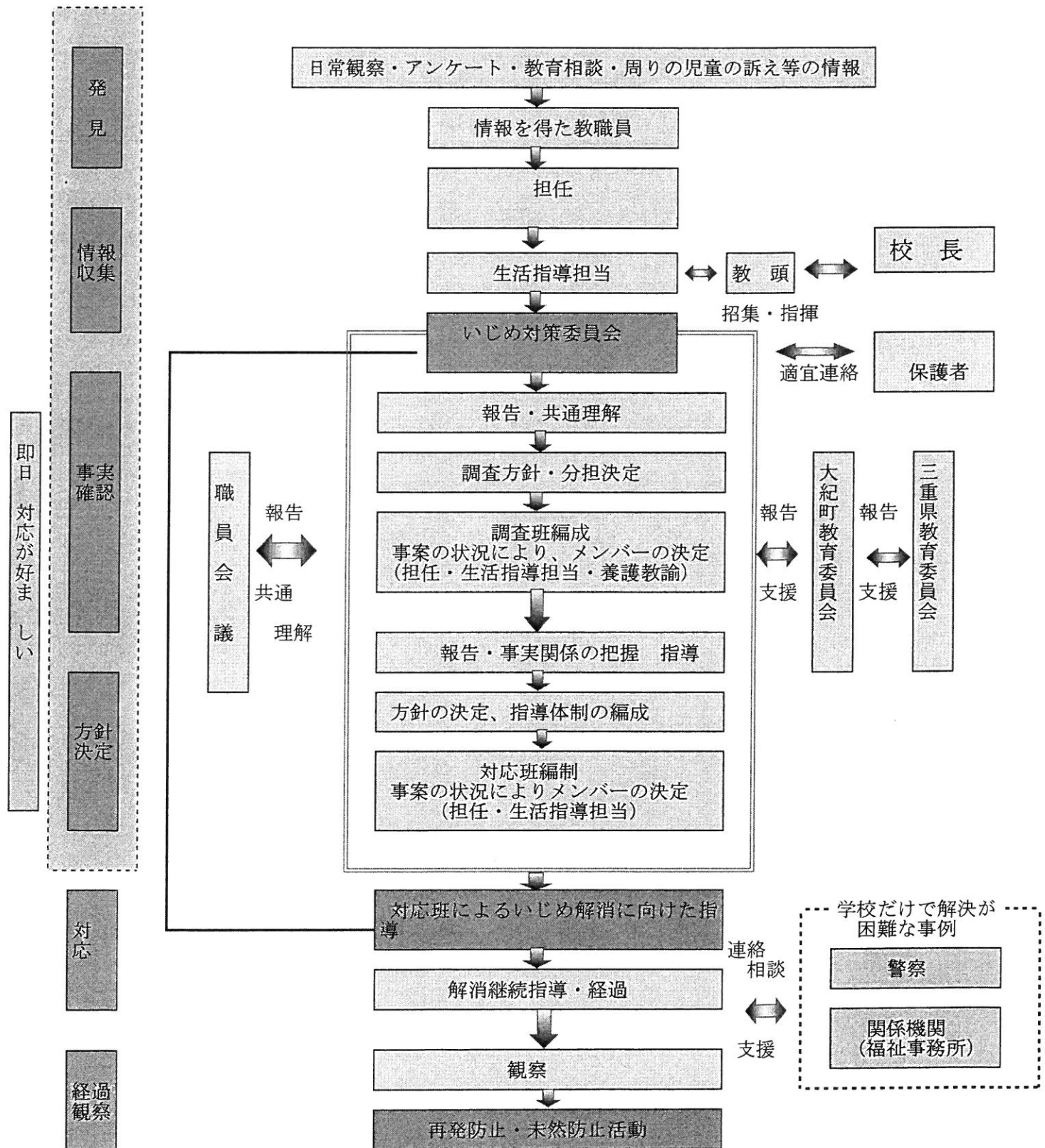
書き込みや画像の削除に向けて

書き込み等の削除の手順



VI いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

1 校長のリーダーシップによる迅速な初期



2

生命又は身体の安全があびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。